**○○　ロータリークラブ**

**地区補助金財務管理計画規程**

(目　的)

第１条　この規程は、○○ロータリークラブ（以下「当クラブ」という）がロータリー財団の未来の夢計画に関する国際ロータリー第2790地区（以下「地区」という）に提出したクラブの参加資格認定：覚書（以下「ＭＯＵ」という）に記載された規定に基づき、当クラブが地区から受領した地区補助金の一貫した管理を行うために、制定するものとする。

(会計の維持）

第２条　地区から受領した地区補助金

に関しては、すべての領収書と補助金資金の支払記録を含め、標準的な会計基準に沿って会計を維持するものとする。

(銀行口座の開設)

第３条　当クラブは地区から地区補助金を受領するために、当該事業専用の銀行預金口座を設けるものとする。この銀行預金口座の名義は、○○ロータリークラブ 会計担当□□とする。(会長名又はロータリー財団委員長名でも可⇒ クラブ理事会で決定する)

２　前項の銀行預金口座は普通預金口座とし、地区の振込手数料を節約するために、極力千葉銀行の普通預金口座とする。

(署名人)

第４条　当クラブは、理事会の決議により地区補助金の支払いに際して、**当クラブ会員のうちから署名人２名**を指名するものとする。

２　前項の署名人が都合により交替する場合には、後任者を理事会で決定し、退任する署名人は、後任の署名人に管理責任の引き継ぎをしなければならない。

(補助金の支払い)

第５条　補助金の支払いは、別表１に定める支払承諾書に支払先の住所及び名称、支払金額、振込先銀行名、支店名、預金の種類、口座番号、口座名義、その他必要な項目を記載して、前条の署名人に署名を求めなければならない。

２　前項の支払承諾書を受け取った署名人は、それぞれ内容を検討して、承諾するために、当該支払承諾書に署名するものとする。

３　署名された支払承諾書はプロジェクトの会計担当者に送付され、会計担当者が支払いの手続きをするものとする。

４　前項の支払いは、原則として振り込みの方法によるものとする。やむを得ず現金支払いの場合には、確実に領収書を取り寄せ、当該支払承諾書に添付するものとする。

(書類の保管)

第６条　当クラブは、ＭＯＵの「６.書類の保管」に規定されている書類を保存するために、 当該事業に関係する全ての書類を整然と整理し、少なくとも５年間保管するものとする。

(米国財務省外国資産管理局規制対象国に対する申請)

第７条　地区補助金を使用して海外の国に援助する場合、次に掲げる各国は米国財務省外国資産管理局（ＯＦＡＣ）規制対象国のため、ＯＦＡＣ専門職員が活動の詳細を検討し、確認をする必要がある。地区補助金は、地区ロータリー財団委員会が、地区内クラブの全申請を１つのプロジェクトとして申請するため、万一下記の国に対するプロジェクトが承認されなかった場合には、地区内クラブから申請されたプロジェクト全体が承認されなくなる。このため当クラブは、次に掲げる各国に対するプロジェクトについては、地区補助金の申請はしないものとする。

　　● アルバニア　●　ボスニアヘルツスゴビナ　●　ユーゴスラビア連邦共和国（セルビア、モンテネグロ)　● コソボ　●　南セルビア　●　マケドニア　●　ベラルーシ　●　キューバ　●　コンゴ民主共和国　●　イラン　●　イラク　●　レバノン　●　リビア　●　北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)　●ロシア●　ソマリア　●　スーダン●南スーダン　●　シリア　●ウクライナ●ベネズエラ●　イエメン●　ジンバブエ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以上、2016年10月現在のリスト）

付則

１　この規程は、20 年 　月 　日から施行する。

別表 １

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支払承諾書 | | |
| 支　払　先 | 住　　所 |  |
| 支払先名 |  |
| 支払金額 |  | |
| 振込先銀行 | 銀行・信金　　　　　　　　　　　　　支店 | |
| 口座番号 | 普通預金　　　　　　当座預金　　　　No | |
| 口座名義 |  | |
| 摘　　　要 |  | |

　　　　　　　　 ロータリークラブの　　　　　　　　　　　　 プロジェクトの資金として、

上記の通り承認頂きたく、署名人の署名をお願いします。

　　　　　　　　20　　年　　月　　日

　　　　　　　 ロータリークラブ

　　　　　　　　　 プロジェクト

　　会計担当

上記の支払は、署名人において承認します。

　　　　　　　　20　　年　　月　　日

　　　　　　　 ロータリークラブ

　　　　　　　　　 プロジェクト

　　署 名 人

　　署 名 人

署名人がこの支払いを承認しない場合には、その旨別紙に記載して連絡すること。

(注) 請求書、振込依頼書写し、領収書、その他の関係書類は、この用紙に添付して下さい。